

## インバウンド誘客促進支援事業補助金審査会設置要綱

### (設置)

第1条 インバウンド誘客促進支援事業補助金交付要綱（令和8年6月15日施行。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、補助対象事業を公平かつ厳正に決定するため、インバウンド誘客促進支援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 補助対象事業の審査に関すること
- (2) その他、大山山麓・日野川流域観光推進協議会長（以下「会長」という。）が必要と認める事項

### (委員)

第3条 審査会は、審査員5人以内をもって構成し、会長が委嘱する。

### (審査員の任期)

第4条 審査員の任期は1年とする。

- 2 審査員は、再任されることができる。ただし、審査員が欠けた場合における補欠審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (審査員長及びその職務)

第5条 審査会に審査員長を置く。

- 2 審査員長は、大山山麓・日野川流域観光推進協議会事務局長（米子市経済部文化観光局長）がこれに当たる。
- 3 審査員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

### (会議)

第6条 審査会は、必要に応じて審査員長が召集する。

- 2 会議は、審査員の過半数の出席がなければ開くことができない。

### (審査基準)

第7条 審査は、別表に定める審査基準に基づき実施する。

### (庶務)

第8条 審査会の庶務は、大山山麓・日野川流域観光推進協議会事務局において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。

別表（第7条関係）

インバウンド誘客促進支援事業補助金審査基準

審査に当たっては、事業ごとに、以下の項目に主眼を置いた審査を行う。

|    | 項目       | 配点  | 加重 | 内容  |
|----|----------|-----|----|---|
| 1  | 事業目的     |     |    |   |
|    | 誘客促進     | 5点  | ×3 | ○大山山麓・日野川流域のインバウンド誘客促進に高い効果が期待できるか。   |
|    | 収益性      | 5点  | ×2 | ○地域の収益向上が見込まれる取組であるか。   |
| 2  | 地域性      | 5点  | ×1 | ○地域資源や地域の魅力を活用した取組であるか。   |
| 3  | 計画の実現性   | 5点  | ×1 | ○実施体制を整え、取組を主体的に行うとともに、熱意が感じられる事業計画である。   |
| 4  | 自立性・発展性  | 5点  | ×2 | ○事業内容に対して受益と負担のバランス、自主財源が確保されるなど、一過性の事業でなく、次年度以降も事業が自立的に継続・発展していくことが期待できる事業である。 |
| 5  | 補助金の有効活用 | 5点  | ×1 | ○事業内容、予算規模が適正で、費用に対し、より高い効果が生じるよう工夫されている。                                       |
| 合計 |          | 50点 |    |   |

※以下に掲げる事業は採択しない。

- ・審査員の評価点（加重後）の合計点の平均が6割（30点）未満のもの。
- ・事業効果が個人的な範囲であるもの。
- ・公序良俗に反するもの。
- ・宗教的又は政治的意図を有するもの。